

## 宇部市障害者就労ワークステーション実習生取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、宇部市障害者就労ワークステーション（以下「ワークステーション」という。）において、作業実習する者（以下「実習生」という。）を受け入れることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実習期間)

第2条 実習期間は、宇部市と実習生が所属する学校または企業（以下「学校等」という。）との協議のうえ決定するものとする。ただし、実習生が学校等に所属していない場合は、実習生と協議のうえ決定することができるものとする。

(勤務時間)

第3条 実習生の勤務時間は、午前8時30分から午後4時30分までの間で、宇部市と学校等または実習生が協議のうえ決定するものとする。

(報酬)

第4条 実習生への報酬は支給しない。ただし、特に必要があると認める場合は、ワークステーション会計年度任用職員に準じて、支給できるものとする。

2 前項ただし書きの規定に基づき報酬を支給する場合は、支給方法等について別途協議のうえ決定するものとする。

(通勤費)

第5条 実習生への通勤費は支給しない。

(事故災害への対応)

第6条 実習期間中に、実習生の通勤途上または実習中に生じた事故による死亡または負傷については、学校等が加入する損害保険等を適用する。

2 実習期間中に実習生が通勤途上または実習中に、他人を死亡させまたは他人にケガを負わせた場合や、他人の財物を損壊したことにより、負うことになる法律上の損害補償についても、学校等が加入する損害保険等をもって補償する。

3 第1項および前項の場合において、実習生が学校等に所属していない場合は、実習生または宇部市が加入する損害保険を適用し、補償することができるものとする。

(服務)

第7条 実習生は、実習期間中、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① ワークステーション職員の指揮監督を受け、その命令に従うこと。
- ② 与えられた職務に専念し、かつ、これを能率的に処理すること。
- ③ 市の不名誉となる行為を行わないこと。
- ④ 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。実習期間終了後においても、同様とする。
- ⑤ 誠実かつ公正に勤務すること。
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、法令等の規定並びにワークステーション職員が指示する事項を遵守すること。

(実習の中止)

第8条 宇部市は、実習生が前条に掲げる事項に違反した場合は、ただちに実習を中止するものとする。

(覚書の締結)

第9条 宇部市が実習生の受け入れを決定した場合は、別に定める覚書を締結するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めない事項については、宇部市と学校等または実習生が双方協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年12月12日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。